能勢町内事業所情報の広報誌掲載要領

(趣旨)

第１条 この要領は、町内事業所に関する情報を能勢町広報誌「広報のせ」に掲載することにより、正確で最新の事業所情報を町民に広く紹介し、地域経済の振興及び町内事業所への就業契機や就業先選択の拡大を図るため、町内事業所情報の広報誌掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載基準）

第２条 掲載する事業所は、次に掲げる事項を満たす事業所とする。

(1) 法人又は個人事業主で、町内に本社又は営業所等を有しているもの

(2)特別な事情がある場合を除き、町税等を滞納していないもの

(3) その他町長が適当と認めるもの

２ 次に掲げる事項に該当する場合は、掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

(5) 誇大または虚偽であるもの

(6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(7) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれがあるもの

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業及びこれに類するもの

(9) 貸金業の規制等に関する法律第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 をいう。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団密接関係者（能勢町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当するもの

(12) 求人に関するもの

(13) 町の広報誌としてふさわしくないもの

(14) その他町長が不適当と認めるもの

(申込方法)

第３条 掲載を希望する事業所は、次の各号に定める書類に必要事項を記入した上、必要資料を添付し能勢町へ提出すること。

(１)広報誌掲載申込書（別記様式）

（２）その他町長が必要と認めるもの

(掲載内容の変更)

第４条 掲載内容は、広報誌編集の最終校正までに掲載内容の変更を行うことができる。

(掲載順序)

第５条 掲載順序は、原則として事業所から原稿が提出された順とし、掲載事業所が掲載順序及び時期等を指定することはできない。

(免責)

第６条 広報誌への情報掲載及び掲載内容による直接的、付随的、結果的若しくは間接的な損害、経費の発生、損失又は債務について能勢町はいかなる責任を負わない。

（掲載料）

第７条 広報誌への掲載料は無料とする。

附 則

この要領は、平成29年1月27日から施行する。

この要領は、令和4年1月26日から施行する。